東部部会ミニ・シンポジウム概要

「日本における国際商事仲裁の不振とその改善策について」の概要

齋藤　彰
神戸大学大学院法学研究科 教授

それぞれの立場から国際仲裁に関与してきた５名の報告者によって、日本における国際商事仲裁の不振とその改善策に関する議論を行った。各報告者と論題は次の通りである。

- 矢倉信介（パートナー・Orrick東京オフィス）:「日本における仲裁弁護士の視点から」
- James Claxton（神戸大学大学院法学研究科）「海外の仲裁法律家としての視点から」
- 平尾一成（住友ゴム工業）「日本の企業法務の立場から」
- 齋藤　彰（神戸大学大学院法学研究科）「日本法のExpert Witnessとしての視点から」
- コメント：Daniel Allen（アソシエイト・フレッシュフィールズ東京オフィス）

シンポジウムの企画趣旨は次の通りである。東アジアにおいては、国際仲裁の活用に関して先進的な対応を行ってきたことはわが国でも広く知られている。さらに香港はもちろん、中国本土でもCIETACや北京仲裁委員会を中心とした国際水準の仲裁機関の存在も国際的に認知されてきており、多くの国際ビジネスに関連する事件が扱われてきた。最近ではベトナムやマレーシアにおいても多くの国際仲裁事件が扱われるようになってきている。

日本はかなり早い段階から国際商事仲裁機関の設立に成功している。さらに仲裁法も平成15年改正によりUNCITRALモデル仲裁法に準拠したことにより、国際商事仲裁の活用が急速に進むことが期待されてきた。しかしそれから10年以上が経過した現在でも、わが国での国際商事仲裁の事件数が急増する気配は見られない。この問題にはこれまでにも法律関係者の関心が寄せられており、例えば最近の論説としては手塚裕之=前田葉子「アジア仲裁の展開と日本」（法律時報87巻４号13頁以下、2015年）が詳細なデータに基づいて日本の現状を分析している。

こうした現状を踏まえれば、近い将来、日本が香港やシンガポールと肩を並べるアジアを代表する中立仲裁地の１つとして、世界各国の当事者に仲裁合意条項において選択されるようになるとは考えにくい。仲裁においてヒアリング等が行われる場所は「仲裁地」に限定されないという説明はよくなされる。しかし現実において、仲裁条項において仲裁地として選択される都市には、仲裁を扱い慣れた法律事務所や法律家が多く存在し、国際的に認知された仲裁機関が事務所を構え、そして仲裁人として選任されるに相応しい法律家層が必然的に集中している。そこでは国際商事仲裁に好意的な立法的整備が行われ、仲裁の実情を理解して適切に対応できる裁判所が存在している。そして仲裁地にある有力大学の法学部では、こうした人的基盤を活用することによって、国際仲裁に関するLL.M.などの魅力あるプログラムが提供されるように

なり、国際仲裁の世界で活躍することを希望する学生が世界中から集まってくる。このように中立仲裁地の成立は、産業クラスターの形成に類似しており、こうした集積に成功した都市は、ますます多くの事件を集めることになる。

しかし、こうした中立仲裁地になる可能性は現在の日本にないとしても、日本は国際的なビジネスにおいていまだに世界をリードする国の１つである。もし日本企業が交渉力で優位に立つ取引において、日本を仲裁地として選択し、日本の仲裁機関を選択する仲裁合意条項を提示していれば、日本において扱われる仲裁事件の件数が現在のような水準にとどまるとはとても考えられない。

もちろんそれ以外にも、日本独特と思われる状況は幾つか指摘できる。日本企業は毎年かなりの事件において当事者として国際商事仲裁に巻き込まれている。未確認情報であるが、日本企業が当事者となる仲裁事件は毎年100件程度と推測され、その約半数がAAA-ICDRを仲裁機関として選び、その余はICCとJCAAとがそれぞれ２割程度ずつとされている。こうした事件の特徴として、日本の当事者から申立をするケースはかなり限定されているようである。この100件という事件数は日本の産業界の規模からすれば決して多くはない。その理由の１つは争いごとを好まないという日本の文化に由来する面があるかも知れない。

このように考えれば日本における仲裁不振の原因として、政府による財政的な支援不足やJCAAの力不足を指摘するだけでは不十分であるだけでなく、的外れである可能性も小さくはない。むしろ、こうした潜在的な需要を掘り起こす責任は、これまでにグローバル化するリーガルサービス・マーケットの展開を等閑視し自己啓発を怠ってきた日本の法律家コミュニティや、法科大学院という新たな法律家養成のための教育制度の重要部分を受け持つことになったにも関わらず、その意義と役割とを十分に理解せずに、旧司法試験予備校が単に大学に移ってきただけの存在と見なしてきた法律学研究者コミュニティの責任でもあることも否定できないように思われる。

当日は、特にスペイン国に対してICSIDに投資協定仲裁を提起した日揮の最近の事例が話題となった。そして、他にも日本企業がICSIDに仲裁を申し立てることを検討中の事例があることも明らかとなった。さらにその後の筆者の調査によって、すでに総計で40件近い事件を経験している日本企業が存在していることが判明した。この企業に関しては、信頼関係のある海外法律事務所を用いており、日本の事務所にはセカンドオピニオンを求めることがあるに過ぎないとのことであった。独自の経験の蓄積によって、高度な戦略に基づいて国際仲裁を用いるだけの能力をすでに身につけているようであった。こうした企業はその他にも複数存在することが考えられる。海外法律事務所では日本オフィスにおいて高度の国際仲裁に対応できる外国人法律家を配置するところが増えている。そうした事務所の声によれば、すでに国際仲裁をよく理解している日本企業はエネルギーや建設などの分野で増加してきている一方、ほとんど国際仲裁を知らないような企業からも相談を受けることが増加しつつあるとのことであった。

以上のように、日本企業も確実に国際仲裁に巻き込まれつつあることは明白であるが、他方でそれを戦略的に活用できる企業はまだ限られているようである。また、その状況を

変えるためには、海外の法律家と十分な連携をとることができる日本人の法律家を増強する必要は大きいと考えられる。その際には、国際仲裁を専門とする日本人弁護士を育てることに加えて、日本で高度の訴訟を扱う弁護士を対象として、海外の弁護士と連携を取ることができるような補充的継続教育制度を確立することも視野に入れる必要がある点も指摘された。